

## 院外処方箋の疑義照会一部不要の運用に関する同意書

独立行政法人国立病院機構 米子医療センター（以下、甲という）と一般社団法人鳥取県薬剤師会西部支部（以下、乙という）は、院外処方箋の疑義照会の運用について、下記の通り合意した。

### 《 処方変更に係る原則 》

- ◎ 個々の処方箋について、後発医薬品への変更不可欄にチェックが記載され、処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方箋を後発医薬品に変更出来ない。
- ◎ 「変更不可」の記載がある場合は指示に従う。
- ◎ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。  
また、安定性や溶解性、体内動態を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ◎ 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更すること。
- ◎ 麻薬については、本事前合意項目の対象としないこと。
- ◎ 適応症が確認できない場合は疑義照会を行うこと。

### 1. 処方変更・調剤後の連絡・カルテの修正

- 処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋を薬剤部に FAX 送信すること。

**米子医療センターFAX (0859-33-7135)**

ただし、後発品の変更調剤については本合意に基づく合意締結の有無に拘らず、  
全て連絡不要とする（可能な限り「お薬手帳」に記載すること）。

#### <米子医療センター薬剤部>

- 処方変更の情報を FAX にて入手した場合、迅速に電子カルテの処方を修正すること。  
処方医師が認識できるよう所定のテンプレートを使用し、変更理由も記すこと。
- 【般】処方について後発品から先発品への変更があった場合等、処方修正は行わないこと。  
(一般名処方加算が**算定不可**となるため)

疑義照会の運用に関して、以下の場合、原則として疑義照会を不要とする。薬剤師は変更理由と内容については診療録に記載を行うものとする。なお、必要に応じた薬剤師の疑義照会については妨げるものではない。

① 一包化調剤

患者の服薬コンプライアンス向上等を目的として、必要時には一包化指示を追加することができる。

- \* 抗腫瘍剤、および医師が一包化不可とのコメントがある場合を除く
- \* 安定性等考慮すること

② 粉碎指示の追加

患者の服薬コンプライアンス向上等を目的として、必要時には粉碎指示を追加することができる。

- \* 抗腫瘍剤、および医師指示で粉碎不可とのコメントがある場合を除く
- \* 安定性等考慮すること

③ 薬剤服用歴により継続処方確認できる処方薬に残薬があるための処方日数調整

- 原則、残薬の現物を確認すること。
- 慢性疾患で医師が指示している等の理由で手持ち分としている薬は残薬としないこと。
- 次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1 日以上処方日数とすること（全削除は不可）。
- 残薬が生じた原因について検討し、適切に指導や介入を行うこと。（必要時は、その内容を「トレーシングレポート」にて情報提供を行うこと）

④ 用法上の問題による処方日数調整

- 医薬品の用法上・薬歴上または患者面談上、隔日投与、週 1 回投与、月 1 回投与、透析日等が明確な場合。

⑤ 外用剤の用法（適用回数・部位・タイミング等）が患者に直接口頭指示されている場合の用法記載の補完（但し患者面談上、明確な場合に限る）

⑥ 外用貼付剤の 1 袋あたりの量が違う際の切り上げ変更

1 袋あたりの枚数が違う際に、切り上げすることで近い枚数への変更を可能とする

例) ロキソプロフェンテープが 1 4 枚（7 枚/袋を 2 袋）で処方されている際、5 枚/袋の規格しかない場合、1 5 枚（5 枚/袋を 3 袋）へ変更可能

## 2. 本合意書の変更及び追加について

本合意書の変更及び追加については、必要に応じて甲・乙が協議し、合意をもって実施、周知していく。

院外用

### 3. 開始時期について

2026年 4月 1日より開始とする。

以下7項目について、本合意の証として本書を2通作成し、甲・乙が合意した上で記名押印し、甲・乙が各々1通保有する。

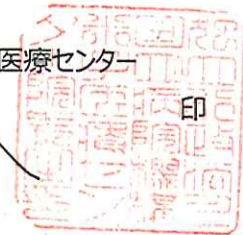
2026年 3月 17日

甲（住所）鳥取県米子市車尾 4-17-1

（名称）独立行政法人国立病院機構米子医療センター

院長

鯉岡直人



乙（住所）鳥取県米子市目久美町 90-26

（名称）一般社団法人 鳥取県薬剤師会 西部支部

支部長

上原隆



2026年 3月 16日

第1版作成